平成２７年（フ）第４５号
川崎市中原区苅宿34番６号　ハイツみすず201
債務者　丸茂　イヲ
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
川崎市多摩区生田３丁目１番36号　太田ハイツ208
債務者　内藤　光正
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
川崎市高津区溝口３丁目９番４号　306、前住所川崎市高津区溝口３丁目９番４号　304
債務者　水町　由季（旧姓菅沼）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
川崎市幸区南加瀬４丁目37番５－306号　市営住宅、住民票上の住所川崎市幸区南加瀬３丁目31番８号　プラーズ南加瀬　205
債務者　堀江　浩二
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
川崎市多摩区中野島５丁目３番30号　第一栗原マンション302
債務者　岡本　美香
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
神奈川県逗子市桜山８丁目２番21号　レオパレス　ピエールＢ103、住民票上の住所横浜市中区山元町５丁目220番地13　ガーデングローブ101号室
債務者　平戸　裕哉
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７７号
神奈川県伊勢原市大住台１丁目11番地の２ドミール宗久101号
債務者　関口　宣子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４９１号
愛知県日進市赤池５丁目2002番地　アーバンドエル赤池208
債務者　松田　眞弓
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８号
栃木県小山市犬塚３丁目31番地１　県営犬塚住宅413号
債務者　山中　鋭雄
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０５号
栃木県小山市大字間々田1339番地11
債務者　福崎　義廣
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２３号
栃木県小山市大字向野329番地21
債務者　安川　玲香
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２５号
栃木県鹿沼市東町３丁目７番３号
債務者　三澤千津子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２６号
栃木県宇都宮市刈沼町122番地
債務者　直井　昭文
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３０号
栃木県宇都宮市上野町6075番地13、前住所栃木県宇都宮市上野町6064番地４　サニーハイツＡ棟101号
債務者　佐通　浩之
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６号
愛知県豊橋市柱八番町５番地２　２Ｇ
債務者　近藤暢次郎
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第６６号
岡山市北区野田２－２－35上杉第３ビル野田310号、住民票上の住所岡山市北区高柳東町９番20号
債務者　佐々木則和
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部